

自由法曹団東京支部創立35周年

支部ニュース

団 東 京

2008年2月号 4110

発行 自由法曹団東京支部 〒112-0002 文京区小石川2-3-28-201

郵便振替00130-6-87399 03-3814-3971 Fax03-3814-2623

メールアドレス dantokyo@dream.com

今号の主な内容

- 東京支部創立35周年記念 総会・リレートーク・レセプションに
多くの団員のご参加を
- 東京支部創立35周年記念 韓国交流の旅へのお誘い
- 第4回 団支部若手学習会 ご参加のお願い
- ILO・国連を訪ねて……………志田なや子
- 初出勤の日に……………太田宏美
- 中国遺棄毒ガス被害敦化事件……………佐藤生
- 東京支部選挙管理委員会からのお願い
- 1月幹事会報告
- 日誌

★東京支部35周年記念行事のご案内、参加確認用紙等同封しております。ご確認下さい。

東京支部創立35周年記念

総会・リレートーク・レセプションに

多くの団員のご参加を

「貧困と平和」をテーマに

あすの日本の希望を語ろう

2008年2月22日(金) 一ツ橋 如水会館 (地下鉄神保町駅から徒歩3分、竹橋駅から徒歩4分)

午後 1 時～ 2 時 30 分 支部総会

午後 3 時～ 6 時 00 分 魅力いっぱいの人々が「貧困と平和」をテーマにリレートーク
＜事務局伊藤からパネリストのご紹介＞

堤 未果 氏 ジャーナリスト

◇堤未果さんの著書、日本ジャーナリスト会議黒田清新人賞を受賞した、「報道が教えてくれないアメリカ弱者革命～なぜあの国にまだ希望があるのか～」（海鳴社）を読みました。そして、日本の“近い将来”はアメリカの「金魚のうんこ状態」のままならこうなってしまうぞ・・・とうんざり、がっかり、そして怒りがわいてきました。

もし、何年も前、「できん者はできんままで結構・・・限りなくできない非才、無才には、せめて実直な精神だけを養っておいてもらえばいいんです。」と言った三浦朱門氏（教育課程審議会元会長）の言葉どおりの教育をすすめれば、今のアメリカのように経済力や基礎学力を持たないゆえに、甘い言葉で入隊を誘われ、兵士になるしかない若者がどんどん生産されるのではないかと。「がんばった者が評価される」はずの社会では、実は最初から「がんばれる種類の人間」と「がんばろうにもがんばれない種類の人間」とに分かれており、その身分は世襲のように親から子に引き継がれ、はい上がることはできないのではないかと。そんなことを考えさせられたのです。

堤未果さんからは、堤さんの目で見、心で感じた最新のアメリカ情報が聞けるのではないのでしょうか。

伊藤 真 氏 伊藤塾塾長

◇伊藤真さんが雑誌『世界』（岩波書店）に連載している「中高生のための憲法教室」を、法学館のホームページで第 1 回から最新の 4 6 回分まで読むことができます。第 1 回の題は＜世界に一つだけの花＞。人気グループ・スマップの「世界に一つだけの花」という歌の歌詞をつかって、憲法の「個人の尊重」を解説します。第 2 回は＜守らなくてはならないのは誰？＞。法律が「国民の自由を制限するもの」であるのに対して、憲法は「国家権力の自由を制限するためのもの」ということを書いています。実にわかりやすい。また、伊藤真さんの『憲法の力』（集英社新書）の中に、“「飲み屋で負けない」憲法論議・ミニ知識 Q&A”というページがあります。“ありそうな質問”とその回答を Q&A にしたものです。おもしろい。これを居酒屋でやってみたいものだ・・・。

わかりやすければいい、面白ければいい、というものではないけれど、いま、ひとりでも多くの人に憲法の大切さと、その憲法に危機が迫っていることを広めるためには、何より大事なことはないのでしょうか。伊藤真さんの話を聞けば、レセプションでの憲法論議がきっと楽しいものになるはずですよ。

伊藤 和巳 氏 前首都圏青年ユニオン委員長

◇「首都圏青年ユニオン」は、「残業代支払わせた！」などの見出しで、このところしょっちゅう新聞紙面、それも赤旗ばかりでなく朝日や毎日、読売、東京新聞をにぎわせています。首都圏青年ユニオンは、パート・アルバイト・フリーター・派遣・正社員など雇用形態にこだわらず、どんな職業でも、誰でも一人でも入れる 30 代まで

の若者のためのユニオン（労働組合）。いまや非正規労働は若者に限らず、幅広い年齢に広がってはいますが、首都圏青年ユニオンでは、一人で解決できない仕事をめぐる悩みやトラブルを、個人任せにせず、みんなで力を合わせて、“若者のセンスで”解決していこうというのです。どうやら、ここで出会った若者たちは、労働問題の解決だけにとどまらず、人生を豊かなものにしていくことのできる仲間になってしまうらしい……。若者は醒めていて他人に無関心、だとか、たたかうなんて冗談でしょ、なんていわれて久しいのに、もはやそんなこと言っている場合ではなくなり、「黙っていたら何も変わらない」と立ち上がり、手をつなぎはじめたということでしょうか。

若者に勇気と仲間と成果をもたらす首都圏青年ユニオン・伊藤和巳さんからはどんな話が聞けるのでしょうか。

児玉 洋介 氏 東京都教職員組合書記次長

◇「未来」といえば「子ども」と口をついて出る。子どもの笑顔や寝顔、何かに集中しているときのまなざしを見ただけで涙が出てしまうのは、トシをとったから？いえいえ、子どもには、幸せになってほしい、と心から願うからですよ。（つまり、誰だって幸せになってほしい、私も幸せでいたいと思うからです。）しかし、いま、日本の子ども界は幸せな方向に進んでいるのだろうか。今は元気に保育園に通っているウチの孫なんかが中学生になる頃、世の中は、ウチの孫はいったいどうなっているのだろうか。

ウチの孫の将来なんていう、ちっこいことは言いません。どうしても日本と世界の将来が気になってしまうので、児玉洋介さんの話が待ち遠しいのです。ぜひ、希望のあるお話、して下さいね。

午後 6 時 30 分～ レセプション 富士の間

自由法曹団東京支部の 35 回目の誕生日を祝って、お客様、団員、事務局、関係者一同集まって、楽しいひとときを過ごしましょう。村田浩カルテットのジャズ演奏をバックに、懐かしい話、もちろん憲法談義、そして未来を語りましょう！！

★参加費 団員：1万円
事務局：3千円

★今号支部ニュースに、ご案内、出欠確認用紙など同封しております。多くのみなさまのご参加をお待ちしております。



日本国際法律家協会・自由法曹団東京支部 共同企画

東京支部創立35周年記念韓国交流の旅

2008年3月3日(月)～3月5日(水) 羽田発着 3日間

日程	都市名	発着	旅行内容	宿泊・食事
1 3月3日 (月曜)	東京羽田発 ソウル金浦着	12時15分 14時35分	羽田からOZ-1015直行便で首都・ソウルへ 着後、ご希望によりソウル市内見学へご案内 【景福宮、民俗博物館、1919年3・1独立運動の 起点・タプコル(=パル)公園、など】 ※上記見学以外の別行動をご希望の場合は現地清算にてお応えします 翌日の打ち合わせを兼ねて夕食交流会	昼：<機> 夕：骨付き カルビ 焼肉2人前 <ソウル>
2 3月4日 (火曜)	ソウル滞在	終 日 16時00分	韓国「民主社会のための弁護士の会」と9条世界 会議など打ち合わせ交流会 (予定) ※ご希望により安重根(アジュンゴン)記念館、西大 門刑務所跡歴史館へ現地清算でご案内 <オプション> ①伝統的民族芸能の鑑賞 ②現代的パフォーマンス・NANTA の鑑賞	朝：ホテル 昼：□ 夕：□ <ソウル>
3 3月5日 (水曜)	ソウル金浦発 東京羽田着	出発まで 15時55分 17時55分	フリータイム、<オプション [昼食付き] > ③侵略への抵抗などの展示・天安の独立記念館 ④広州の日本軍「慰安婦」ナヌムの家「歴史館」 ⑤臨津江越えと「北」の地を望む統一展望台 最後のショッピング、後空港へ 羽田へOZ-1045直行便で帰国の途へ(時差なし)着 後、解散となります。	朝：ホテル 昼：□ 夕：<機>

注) 下線部は入場観光の箇所を、<機>は機内食、□は食事なしをそれぞれ表します。

ソウル市地下鉄利用や、タクシー分乗などの2日目の市内交通費は、現地にて実費清算となります

旅行代金：78,000円
最少催行人員：15名
食 事：朝2回、昼0回、夕1回
添 乗 員：同行します
利用航空会社：アジアナ航空

旅行企画 日本国際法律家協会 〒160-0004 東京都新宿区四谷1-2 伊藤ビル2F-B
電話：03-3225-1020 FAX：03-3325-1025
自由法曹団東京支部 〒112-0002 東京都文京区小石川2-3-28 DIKマンション201号
電話：03-3814-3971 FAX：03-3814-2623

旅行取扱 (株)ユーラスツアーズ 国土交通大臣登録第一種旅行業第49号

〒106-0044 東京都港区東麻布1-26-8イイダアネックス東麻布4F

電話：03-5562-3381 FAX：03-5562-3380

[JS-30709]担当・旅行業務取扱管理者 宮垣 Eメールアドレス：m.miyagaki@euras.co.jp

宿泊予定ホテル

繁華街・明洞(ミョンドン)近く、ベストウェスティンプレミアム国都ホテル、5つ花特1級(4星)。

〇お申し込み方法 第一次締切り：2月1日(金)

1. 参加ご希望の方は自由法曹団東京支部事務局・伊藤まで電話連絡の上、パスポート(2008年6月以降まで有効なもの)の**旅券番号が記載されている頁のコピー**と共に、(株)ユーラスツアーズの担当・宮垣宛にファックスまたはご郵送にてお送り下さい。
2. ご予約金として**50,000円**を下記銀行へお振り込み下さい。

みずほ銀行・神谷町支店 普通預金口座 2375324 口座名義 株式会社 ユーラスツアーズ
--

3. 旅行代金残金のお支払いなどは、別途お知らせします。

〇お申し込み後キャンセルの取消料 その通知を弊社が

2月2日(土)以降に受領した場合は、旅行代金の20%の取消料

3月1日(土)以降に受領した場合は、旅行代金の50%の取消料

旅行開始後または無連絡不参加の場合は、旅行代金全額の取消料となります。

〇旅行代金に含まれるもの

- ・国際航空運賃(エコノミークラス包括料金)
- ・ホテル料金(お二人部屋にお二人が宿泊された場合)
- ・旅程表に明示した食事料金、バス並びにガイド料金と見学先の入場料など

〇旅行代金に含まれないもの(例示)

- ・一人部屋利用の場合の追加料金(17,000円)

注) 奇数でお申し込みの方が、相部屋を希望されてもやむをえず一人部屋をご利用いただく場合、お一人部屋追加料金が必要となります。

- ・発着地までの交通費

- ・希望者にご参加いただくオプション料金

内 容	最少人員	所要時間など	オプション代金
①伝統的民族芸能の鑑賞	1名様以上	約2時間、タクシーにて添	4,000円
②現代的パフォーマンス・NANTAの観賞	で催行	乗員またはガイドが同行	7,000円
③植民地支配への闘いなど・独立記念館	5名様以上	約5時間、専用車にて日本	19,000円
④日本軍「慰安婦」ナヌムの家・歴史館	で催行	語ガイドが同行	13,000円
⑤臨津江(임진강)越えと統一展望台			13,000円

- ・羽田空港施設使用料(¥2,040) ・ソウル金浦空港税、韓国出国税(¥3,500)

- ・アジアナ航空の航空保険料・燃油特別付加運賃(¥4,600)

注) 航空保険料や燃油特別付加運賃は予告なく変更されることがあります。

第4回 団支部若手学習会 ご参加のお願い

すぐ役に立つ！、実に感動的な話！などと評判の東京支部主催の若手学習会、去る1月23日に第3回が盛況のうちに終了し、次回、第4回目の学習会を下記の要領で開催します。若手支部団員の皆様に実務のノウハウを学んでいただく機会として、また先輩団員の貴重な体験を学ぶ機会として、さらに若手支部団員相互の交流を深める機会として、是非ご参加下さい。

ご参加にあたっては、東京支部事務所宛てにファックスまたは電話を一本お願いいたします。(Tel.03-3814-3971 Fax.03-3814-2623)

日時 08年3月24日(月)午後6時～

場所 自由法曹団東京支部

内容 「建築紛争」午後6時～午後8時

講師：榎本武光団員

建築紛争事件においては、瑕疵及び損害の主張・立証について特別な配慮(調査方法、証拠の収集方法)が必要となり、また、裁判についても専門委員が関与するなど通常の民事事件とは異なる手続で進行することが多いです。このような建築紛争事件につき、建築紛争事件を多く手掛ける榎本団員が、マニュアル本からは得られない事件処理のノウハウを分かりやすく解説してくれます。

※ 学習会終了後、懇親会を予定しておりますので、そちらも是非ご参加下さい。

【若手学習会の予定】(いずれも午後6時から東京支部にて)

(第5回)5月30日、(第6回)7月24日、

(第7回)9月25日、(第8回)11月28日、

(第9回)平成21年1月21日

※ テーマは後日決定次第、ご報告します。



第3回若手学習会の様子

I L O・国連を訪ねて

志田 な や 子 まちだ・さがみ総合法律事務所

〔はじめに〕

2007年9月にジュネーブに行き、国際労働機関(ILO)と国連社会権規約委員会を訪ね、兼松男女差別賃金事件について報告をしてきた。商社兼松では1985年まで男女別賃金であったが、雇用機会均等法施行前にコース別人事制度を導入し、女性を事務職に、男性を一般職に振り分けて実質的に男女別賃金を続けた。これに対し、東京地裁は憲法14条に反する差別だが公序良俗に反しないとして、全面敗訴の判決をくだした。

ILOでは、国際労働基準部平等チームのコーディネーターであるショーナ・オルネー氏が、国連社会権規約委員会では、同委員会のワンヒア・リー氏が対応してくださった。

〔ILOでは〕

オルネー氏は、2006年にILO専門家委員会が、男女労働者の同一価値労働同一報酬を定めた100号条約に関する見解を出したことにふれ、「日本においては広範で継続的な賃金の格差が存在し、それが懸念事項である」と指摘し、「雇用管理制度またコース別制度に関しても、女性の賃金に不利な影響を与えているという懸念を示しています」と委員会の見解を紹介した。そして、コース別制度は、職務をみるのではなく、人あるいはその人の可能性をみるものであり、100号条約の定める原則とは異なると明言した。同氏は、「平等な報酬をもたらすためには何らかの分析的な職務評価が不可欠であるという認識が広まっています」と客観的な職務評価が必要であると強調した。なぜなら「女性が多くやっている仕事だからといって、簡単な仕事だと思われる。男性が多くやっているとしたら難しい仕事だと思われる」場合があり、分析的な職務分析をしないと平等を保障することはできないとして、同氏の出身国のカナダの例をあげた。

また、同氏は「労基法4条があるのにどう実施されているのでしょうか。我々がもっている最近の情報では11万2300件中8件が違法とされているがそれ以上に措置をとるほどの違反がなかったという報告がされています。最近我々の持っている情報では誰も賃金差別で救済された人はいないということになります。差別があるのに救済されていないということで、実施についてどういうことが行われているのかが問題です」として、労基法4条が機能していないことに苛立ちを表明した。

〔国連社会権規約委員会〕

リー氏(韓国出身)は、商社ウィメンズユニオンと兼松男女差別裁判弁護団が作成した「兼松男女差別事件訴訟に関する報告(ILO)」を読み、「皆様の報告書を見ると、2001年度から変わっていないことが分かり、非常に悲しく思いました」と話された。

「非常に悲しい」という表現をしたのには訳がある。というのは、国連社会権規約委

員会は、2001年9月24日に日本政府に対して、「締約国により提出された報告の審査」最終見解を出し、そのなかで「委員会は締約国（日本）が、規約の規定の多くが憲法に反映されている事実があるにもかかわらず、国内法において規約の規定に反し、満足のいく方法で効力を与えていないことに懸念を有する。……委員会は、さらに、規約の規定に直接的効力を持つものはないとの誤った根拠に基づき、司法の決定が、一般的に規約に言及していない事実があることに懸念を表明する」と指摘し、「委員会は、また、男女の間に同一価値の労働に対する賃金に事実上の不平等が依然として存在すること、特に、多くの企業では、主として専門的な要職に昇進する機会がほとんどあるいは全くない事務員として女性を雇う慣行が続いていることについて、懸念を有する」として、いわば日本に対して名指しで改善を求めていたからである。

同氏は、さらに、2005年に社会権規約委員会は一般的意見を発表しており、これを参考にすると助言してくださった。

〔まとめ〕

兼松事件東京地裁判決は、原告ら提出の職務分析をかえりみることなく、男性は勤続年数が長く転勤をすることから「困難度の高い職務」についているとし、男女の賃金格差は憲法14条に反しているが、当時の時代状況からいって公序良俗に反せず、違法性はないとした。そして、雇用機会均等法（当時）が配置について努力義務にとどめていることから、コース別制度も同法に反しないとして、全面敗訴の判決をくださった。これが憲法14条と労基法4条があり、1967年にILO100号条約を批准した国の判決なのかと怒りでいっぱいになる。国際的な基準から見ると、裁判所はあまりにも前時代的である。ILOや国連社会権規約委員会から批判されるのも当然である。

来る1月31日に東京高裁の判決が言い渡される予定である。本稿が支部ニュースに掲載されるころには、判決内容が明らかになっているはずである。はたしてILO・国連の批判にこたえるようなものなのであろうか。不安と期待が交錯する。

初出勤の日に

太田宏美 八王子合同法律事務所

初出勤の1月8日、尾林弁護士から、「自由法曹団で社保庁問題の会合があるから行きませんか」との話をいただきました。配偶者が社会保険事務所の職員ですので、現在の社保庁職員のおかれている状況は、日々聞いておりました。そのような次第で関心がありましたので、何も分からないながらも、参加させていただくことにしました。

私は、年金問題をめぐるマスコミの論調に、常日頃、疑問を感じておりました。配偶者を含め、社保庁で現在働いている職員の大半は、日々、国の方針に添って仕事をしてきたにすぎません。個々の職員が、勝手に無責任な仕事をして「宙に浮いた年金」を作り上げたのではないのです。そうであるのに、個々の職員が公務員としての地位を失う可能性があること、仕事を失う可能性があることは、全く顧みられていません。マスコミは、まるで個々の職員の怠慢によって「宙に浮いた年金」が発生したかのような論調で、世論をミスリードしていると思うのです。

全厚生機関誌および尾林弁護士のレジュメは、なぜ「宙に浮いた年金」が発生したのかについて分かりやすく説明しており、それに基づいた議論は、大変勉強になりました。「宙に浮いた年金」が発生した原因は、保険料徴収業務を優先し、記録管理業務をおざなりにしたうえ、年金制度を一度たりとも真剣に制度設計してこなかった国にあることがはっきりと分かりました。マスコミは、このことをもっと報道するべきだと思います。

会合のおかげで、初出勤が大変充実した日になったことに感謝しております。

中国遺棄毒ガス被害敦化事件

佐藤生 東京合同法律事務所

2008年1月17日、中国遺棄毒ガス被害敦化事件の被害者である少年2人、劉浩君と周桐君が、国に対して損害賠償金各3300万円の支払いを求めて東京地方裁判所に訴訟を提起した。

中国遺棄毒ガス被害敦化事件は、2004年7月23日、中国吉林省敦化市郊外の静かな山村で発生した。その日は、とても暑い日で、今回原告となった劉君（当時9歳）

と周君（当時12歳）は他の友達2人と、村のすぐそばを流れる蓮花泡という小川で水浴びをしながら遊んでいた。そして、偶然見つけた古い砲弾を周君が小枝でつついているうちに、砲弾の中に詰まっていた液体が小枝に付いて撥ね、劉君の体に付着した。そして、周君が砲弾を川に捨てようと抱えあげた際、砲弾から液体が滴り、周君の太ももに付着した。周君はその日の晩から、劉君は翌朝から、液体が付着した部分にこれまで見たことがない大きな水疱がいくつもでき、針で刺すような激痛に襲われた。2人はもちろん、親、祖父母達も、どうしてよいかわからず、2人はひたすら激痛に耐えるしかなかった。2人はその後、敦化市立病院に60日余り入院し治療を受けたが、退院後も、液体が付着した部分は傷跡と痒みが残っている。さらに、退院後、体力が落ちて体育の授業で同級生と同じように走ることができなくなる、食欲がなくなる、風邪を引きやすくなるといった症状に悩まされている。そのうえ、「毒ガス被害による症状は伝染する」との誤った噂が流れ、劉君は1年留年し、周君は周囲から疎外されつつも小学校から中学校へと進学したものの、結局、中学2年生で退学した。子供達が見つけた古い砲弾は、60年前、旧日本軍が、日本で製造し、中国で使用するために持ち込んだ毒ガス（イペリットとルイサイト）が詰まった毒ガス弾であることが、事故後の日本政府の調査により確認されている。

毒ガス兵器を使用することは、ハーグ宣言（1899年）、「陸戦の法規慣例に関する条約」（1907年）、ヴェルサイユ条約（1919年）そしてジュネーブ会議（1925年）を通じて、違法であることが確認され国際慣習法となっていた。日本は、上記宣言及び条約を批准しており、毒ガス兵器を使用することが違法であることは当然認識しながら毒ガス兵器を製造し使用した。1945年の終戦を迎えたとき、旧日本軍は、毒ガス兵器を使用した事実を隠蔽するため、組織的に、日本及び中国大陸で保有する毒ガス及び毒ガス兵器を日本近辺の海洋及び中国大陸各地の河川や土中などに遺棄した。

中国大陸で、これまで旧日本軍の遺棄した毒ガスにより被害を受けた人の数は1000人とも2000人とも言われている。そして、遺棄毒ガス兵器による被害者が日本国に対して損害賠償を求めた訴訟は、現在まで既に3件あり、そのうち1件について、東京地方裁判所は国の責任を認め、国に損害賠償の支払いを認めた。原告を敗訴させた裁判でも、裁判所は、遺棄毒ガス兵器が、旧日本軍が遺棄したものであることを認めている。また、日本は、1999年7月30日、中国との間で「中国における日本の遺棄化学兵器の廃棄に関する覚書」を締結し、中国各地で発見された遺棄毒ガス兵器については回収作業を進めている。しかし、毒ガス兵器が遺棄されたと推測される地域を積極的に調査し、被害の発生を予防する措置は取っていない。組織的に毒ガス兵器を遺棄した日本だけが、未発見の毒ガス兵器の手がかりを持っているのは日本だけであるにもかかわらず。

本件事故後の約1年前には黒龍江省チチハル市で、毒ガスにより44名が被害を被った。また、本件事故から1年後、広州市でも遺棄毒ガス弾による被害が発生した。今後毒ガス被害が発生する可能性は高い。「戦後は終わった。」などと、よくも言えるものだ。

東京支部選挙管理委員会からのお願い

支部長・幹事推薦のお願い 《立候補受け付けます》

1月22日の東京支部幹事会をもって、第36回東京支部定期総会（2月22日・如水会館）における支部長および幹事選出のための選挙管理委員会が発足しました。

つきましては、支部長および支部幹事の自薦および他薦（本人の了解必要）を求めます。来る2月12日までに、当選挙管理委員会、または東京支部事務局まで、文書にて御提出下さい。

なお、幹事会としての推薦を、2月12日の幹事会で行いますので、ご意見・ご推薦を当日（午後2時まで）までに東京支部事務局までお寄せ下さい。

2008年1月22日

自由法曹団東京支部選挙管理委員会

委員長 大 山 勇 一

委員 中 川 勝 之

電 話 03（3814）3971

FAX 03（3814）2623

■現東京支部幹事名簿

今村 幸次郎	旬報	50期	滝沢 香	東京	40期
梅田 和尊	旬報	57期	田中 隆	北千住	30期
大崎 潤一	代々木総合	43期	長尾 詩子	東京南部	54期
大森 浩一	東京東部	39期	長尾 宜行	三多摩	39期
小木 和男	東京	28期	長澤 彰	代々木総合	40期
小沢 年樹	城北	47期	中村 欧介	東京東部	56期
小園江 博之	城北	34期	萩尾 健太	渋谷共同	51期
金 竜介	台東協同	46期	羽鳥 徹夫	代々木総合	38期
小部 正治	東京	31期	早瀬 薫	東京南部	53期
佐久間 大輔	東京本郷合同	49期	牧戸 美佳	渋谷共同	59期
笹本 潤	あかしあ	48期	松井 繁明	都民中央	17期
志田 なや子	まちだ・さがみ総合	32期	村田 智子	クラマエ	48期
島田 修一	旬報	26期	安川 幸雄	新宿総合	41期
新宅 正雄	代々木総合	50期	山下 太郎	日野市民	55期
鈴木 剛	まちだ・さがみ総合	53期	山下 基之	山下基之	39期
鈴木 眞	東京合同	56期	山本 真一	四谷	23期
須藤 正樹	代々木総合	27期	吉田 榮士	八王子合同	35期
瀬野 俊之	都民中央	41期	吉村 清人	北千住	41期
高石 育子	第一	57期	渡邊 敦夫	第一	46期
高木 一昌	東京東部	57期			

1 月幹事会報告

2008年1月22日 参加者13名

1 議案書の討議

2 35周年進行について、進行・分担

(1) 総会

- ・ 弁護団からの発言予定
東京大気、じん肺、肝炎、残留孤児
- ・ 特別決議：3本
 - ① 35周年を記念した貧困と平和についての宣言
 - ② 今年こそ、国鉄争議 解決を
 - ③ 日の丸、君が代の強制に反対する
A4 1枚でおさまるものを作る。
- ・ 健全財政であり、支部費は現行どおりでいく。
- ・ 次期体制：事務局次長になっていただけるよう、引き続き依頼する。

(2) リレートーク

- ・ 伊藤真氏のお話の後、休憩を入れる。
- ・ リレートーク終了後、会場から発言していただく。
- ・ リレートーク会場は、終了後もしばらく開けておく。

(3) レセプション

- ・ 挨拶：支部長、団長、来賓の方をお願いします。
 - ・ 国会議員の方にも参加をよびかける。
 - ・ マスコミが取材に来る予定。
- 35周年記念行事への参加、執行部が電話入れをして誘う。各事務所事務局員は1名以上はご参加いただきたい。
- 韓国ツアーは各事務所で参加者を募る。憲法問題をやる人はぜひ行きましょう。

3 支部の行事

- 3月24日、若手学習会の後、新旧役員交代の歓送迎会を行う。

4 憲法問題

- 新「テロ」特措法の運動に関連して
- ・ 恒久派兵法が出来てしまうと、実質改憲がさらに進む。
 - ・ 自民党の石破氏が、海外派兵についての法案を作っている。国家間の紛争でなければ、国連決議などを使って、武器使用ができるようにする案。
 - ・ 民主党の新「テロ」特措法への対案の中に恒久派兵法案を求める条項が入っている。これをもとに与党と民主がすり合わせると、9条改正同様の合意が形成され

る危険がある。

- ・ 2008年は、恒久派兵法が政治の最重点に浮かび上がってくる。
- ・ 民主党の対案は、参議院の委員会で否決したが、参議院の本会議で無所属の賛成により通り、衆議院で継続審議となった。
- ・ 4月までにどれだけ恒久派兵法案反対でがんばれるかが重要。
- ・ そこにむけて、3月に団本部は憲法討論集会をおこなう。鈴木剛、鈴木眞両事務局次長が参加。
- ・ 2月9日 学習会「どうなる福田政権・どうする派兵恒久法？」(13:30～水道橋全水道会館)にぜひ、ご参加ください。

5 労働

- 派遣法パンフ(団本部作成)ができる。

6 その他の課題

- 生活保護についての院内集会が行われる。
- 割賦販売についての意見書を東京弁護士会が発表した。
- 東京都は平成20年度の組織改正及び職員定数の概要を発表した。オリンピックについては取り組むが、職員は削減し、公共サービス切捨てる方向。

日誌 1/16～1/31

- 1月16日 自由法曹団市民問題委員会
- 19日 自由法曹団常任幹事会
- 22日 支部幹事会／自由法曹団国際問題委員会／千代田春闘共闘旗開き
- 23日 第3回若手学習会(遺産相続について／朝日訴訟・生存権訴訟について)／日本国民救援会東京都本部旗開き
- 24日 全動労訴訟判決についての声明
- 26日 東京革新懇旗開き
- 29日 自由法曹団事務局会議／自由法曹団9条世界会議推進会議